

2全不協発第68号

令和3年3月16日

本部長 各位

一般社団法人 全国不動産協会  
厚生委員長 足田貞明



### TRA 共済事業の拡充等について

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年3月12日開催の本会理事会におきまして、「TRA 共済事業に関する規程」が改正され、下記のとおり生命共済の給付対象者が拡充されるとともに、一部事業の継続並びに新規事業を実施することとなりましたのでご案内申し上げます。

会員に周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

#### 1. 生命共済の給付対象者の拡充

改正後	改正前
(1) 18歳～ <b>78歳</b> の会員に対する生命共済保障 ①会員が病気で死亡又は会員が不慮の災害（法定伝染病を含む）で死亡のとき 100万円 ②会員が高度障害になったとき 100万円	(1) 18歳～ <b>77歳</b> の会員に対する生命共済保障 ①会員が病気で死亡又は会員が不慮の災害（法定伝染病を含む）で死亡のとき 100万円 ②会員が高度障害になったとき 100万円
(2) <b>79歳</b> 以上の会員に対する生命共済保障 会員が病気で死亡又は会員が不慮の災害（法定伝染病を含む）で死亡のとき 10万円	(2) <b>78歳</b> 以上の会員に対する生命共済保障 会員が病気で死亡又は会員が不慮の災害（法定伝染病を含む）で死亡のとき 10万円

入院見舞金、火災見舞金、配偶者弔慰金については、変更ありません。

なお、令和3年4月1日より適用します。

## 2. 継続事業

### ●新型コロナウイルス感染症に係る特別見舞金 10万円

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで延長継続します。

## 3. 新規事業

### ●人間ドック助成金

#### (1) 助成金額

人間ドックの受診費用にかかった実費のうち、上限5千円までです。ただし、同一の助成対象者に対する助成金の交付は、同一の年度内において1回限りです。

#### (2) 助成要件

① 本会（TRA）の正会員であって、その代表者（本会に登録されている者）であること

② 人間ドック受診日時点において40歳以上であること

③ 申請日までに、受診年度までの本会年会費を完納していること

※「人間ドック」とは、生活習慣病その他疾病の予防及び早期発見を目的とする身体の精密検査により行う総合的健康診断であって、基礎検査を中心とした一般的な検査項目を満たすものをいいます（オプション検査は含みません。）。

#### (3) 適用開始日

令和3年4月1日以降に人間ドックを受診した場合に適用します。

#### (4) その他

申請方法等は、「TRA 人間ドック受診費助成金交付要綱」をご確認ください。

以上

## TRA 人間ドック受診費助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人全国不動産協会（以下、「本会」という。）の正会員（法人にあっては、その代表者1名（受診時において本会に届け出ている者に限る。))が人間ドックの受診に要する費用(以下「受診費用」という。)の一部を補助することにより、疾病の予防及び早期発見並びに経済的負担の軽減を図り、もって正会員の健康の保持増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「人間ドック」とは、生活習慣病その他疾病の予防及び早期発見を目的とする身体の精密検査により行う総合的健康診断であって、基礎検査を中心とした一般的な検査項目を満たすものをいう。

### (助成対象者)

第3条 助成対象者は、本会の正会員であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 人間ドックを受診する日時点において40歳以上であること。
- (2) 人間ドックを受診する日の属する年度までの本会年会費を完納していること。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、人間ドックの受診費用にかかった実費のうち、上限5千円までとし交付する。ただし、同一の助成対象者に対する助成金の交付は、同一の年度内において1回限りとする。

### (交付申請及び交付)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、人間ドックを受診した日の属する年度に、人間ドック受診費助成金交付申請書(別記第1号様式)に人間ドックを実施した医療機関(以下「実施医療機関」という。)が発行する領収書の写しを添えて、会長に申請するものとする。

2 会長は、前項の規定により助成金の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては助成対象者に対し、速やかに助成金を交付する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長と厚生委員長が協議して別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式

### TRA 人間ドック受診費助成金交付申請書

年 月 日

一般社団法人全国不動産協会会長 殿

TRA 人間ドック受診費助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請いたします。

#### 記

申請者	商号			
	所在地	〒		
	氏名	印		
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)	電話番号	
受診日	年 月 日	実施医療機関		
交付申請額	円			
↓ 会員事業者が受診費を負担した場合は事業者の口座情報を、代表者個人が受診費を自己負担した場合は代表者個人の口座情報を下記にご記入ください。				
振込先	銀行 信用金庫 信用組合 _____ 支店 <input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 _____ フリガナ _____ 口座名義人 _____			

◆添付書類 領収書の写し

以上

※本書に必要事項を記入し、添付書類とともに下記の TRA 総本部事務局まで郵送してください。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-30 全日会館 (一社)全国不動産協会宛